

「街頭防犯カメラ設置補助金制度」の見直しについて

《見直し内容》

1 申請から設置までの期間短縮

○前年度の意向調査を廃止し、7 年度中に申請・設置が可能
※第一次受付次第で第二次受付を行う場合があります。（先着順）

<令和 7 年度申請スケジュール>

	令和 7 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和 6 年度内に意向調査書を提出された団体	← 交付申請受付 (R6意向調査書提出分) →											
それ以外の団体		← 第一次受付 →				← 第二次受付 (先着順) →						

2 レコーダー単体機器の故障等による取替え時の補助

○市補助金を活用して設置したレコーダーが故障した場合、レコーダーのみの取替えについても補助対象とします。

補助対象 ・レコーダー単体の取替え	補助金額 （下記のいずれか低い方） ・対象経費の 75% ・1 機器につき 10 万円
-----------------------------	--

（参考）補助金制度概要

- ・ 対 象 団 体 … 自治協議会、自治会・町内会 等
- ・ 対 象 経 費 等 … 防犯カメラの機器購入費及び設置工事費 等
- ・ 補助率及び上限額 … 1 台あたり上限 10～25 万円
※対象経費の 75%以内
年度内に 4 台を限度（翌年度以降の追加申請可）

【連絡先】 福岡市市民局防犯・交通安全課
地域防犯推進係 担当 堀内・牟田
TEL 092-711-4054
E メール bouhankotsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp